

## 白井市高齢者等外出支援サービス事業概要

### (ア) 事業の目的・概要

当市においては、自力で外出が困難な移動制約者である高齢者や障害者の医療機関、福祉サービス施設、市役所などへ外出する際の移動手段について、市内のタクシー、バス等の公共交通機関の利用では十分な輸送環境にないため、市が主体となった輸送サービスを提供する必要があります。

そのため、平成12年度から移動制約者の社会参加を促進し、健康の増進、福祉の向上を図ることを目的に、在宅の高齢者や障害者等が外出する際に車いすで乗車できる自動車により、病院や市役所などへの送迎を行う白井市高齢者等外出支援サービス事業を市社会福祉協議会に委託して実施しています。

### (イ) 利用対象者

一般の公共交通機関を利用するのが困難で車いすを使用することにより移動可能な以下のいずれかの登録者。

- ・要介護3・4・5（おおむね65歳以上の高齢者）
- ・身体障害者手帳1・2級所持者
- ・上記にかかわらず、特に市長が必要と認めた者

### (ウ) 運行車両

	車両種別	福祉装備	損害賠償措置（自動車保険）	
			対人	対物
1	軽車いす車 ダイハツ・タント (リース車両)	① 車いすスロープ	無制限	無制限
2	軽車いす車 ダイハツ・タント (市所有車両)	① 車いすスロープ ② 助手席リフトアップシート	無制限	無制限
3	兼用車 トヨタ エスクワイアー (市所有車両)	① 車いすリフト ② 寝台	無制限	無制限

※運送に使用する車両すべてについて、対人8,000万円、対物200万円以上、搭乗者傷害特約含むもの、の任意保険（共済を含む）に加入する必要があります。使用車両の全てが要件を満たしております。

## (エ) 運行内容

- ①事業内容・・・市役所、在宅福祉サービスを提供する施設、医療機関への送迎。
- ②運行範囲・・・市内及び近隣市町村で片道20km以内
- ③運行日・・・月曜～金曜日（祝日・年末年始を除く）
- ④運行時間・・・午前9時～午後4時30分
- ⑤利用回数・・・1人（往復）週1回（片道だけでも可）
- ⑥利用方法・・・事前に利用者登録申請をし、登録を行う。
- ⑦利用者負担額

（片道1回あたり）	市内運送	市外運送
市民税課税世帯	200円	250円
市民税非課税世帯	100円	120円
生活保護世帯	無料	無料

※ 登録料・年会費・・・なし

※ 有料駐車料金・有料道路料金・・・利用者負担

## (オ) 運行実績【過去3年間】

		平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
登録者数（3月末）		58人	43人	44人	
利用人数（3月末）		42人	33人	31人	
運行回数		988回	851回	792回	
事業費	燃料費	154,466円	200,286円	194,304円	
	人件費	2,518,543円	2,501,375円	2,573,601円	
	その他	317,979円	422,020円	382,746円	損害保険料他
	合計	2,990,988円	3,123,681円	3,150,651円	

## (カ) 運行内訳【過去3年間】

			平成29年度	平成30年度	平成31年度
運行回数			988回	851回	792回
内訳	市内	病院	211回	219回	203回
	市内	施設	126回	112回	105回
	市外	病院	651回	520回	484回
	市外	施設	0回	0回	0回

(キ) 業務委託

委託先 白井市社会福祉協議会

## 白井市における移動制約者の現状と福祉有償運送の必要性について

### ◎白井市における移動制約者の現状

移動制約者とは、介護保険の要支援・要介護認定を受けている人や障害者のうち交通行動上、人の介助や車椅子等を使用したり、移動の場面で単独での移動が困難であったり、身体的苦痛を伴うなどの制約を受ける人を指します。

白井市における移動制約者の状況は、令和2年6月末現在で、要支援の認定を受けている者が510人、要介護の認定を受けている者が1,707人で、障害者等の手帳交付者は令和2年3月末現在で、身体障害者手帳交付者が1,630人、療育手帳交付者が383人、精神保健福祉手帳交付者が422人となっています。

### ○要支援・要介護認定者数

区分	認定者数 H29.3月末	認定者数 H30.3月末	認定者数 H31.3月末	認定者数 R2.3月末	認定者数 R2.6月末	制約の状況	
要支援・要介護認定者	要支援1	151人	182人	205人	208人	205人	重度の者は車椅子利用のため公共交通機関の利用を制限される。それ以外の者でも単独での移動が困難で、体力の消耗や身体的苦痛を伴うため、介助者を伴った移動が必要な方もいる。
	要支援2	239人	271人	300人	315人	305人	
	要支援計	390人	453人	505人	523人	510人	
	要介護1	398人	424人	475人	489人	505人	
	要介護2	354人	366人	364人	395人	406人	
	要介護3	285人	293人	301人	317人	327人	
	要介護4	235人	246人	247人	280人	281人	
	要介護5	208人	203人	191人	194人	188人	
要介護計	1,480人	1,532人	1,578人	1,675人	1,707人		
合計	1,870人	1,985人	2,083人	2,198人	2,217人	3年前との比較 (328人増)	
市内人口	63,404人	63,772人	63,555人	63,336人	63,203人	3年前との比較 (68人減)	
65歳以上人口	15,429人	15,959人	16,376人	16,790人	16,889人	3年前との比較 (1,361人増)	
高齢化率	24.3%	25.0%	25.8%	26.5%	26.7%	3年前との比較 (2.2%増)	

区 分		交付者数 H29.3 月末	交付者数 H30.3 月末	交付者数 H31.3 月末	交付者数 R2.3 月末	制約の状況	
障 害 者 手 帳 交 付 者	身 体	肢体不自由	768人	786人	795人	806人	重度者は車椅子利用のため公共交通機関の利用に不便を感じる。 重度以外の者でも単独での移動は困難。音声言語の咀嚼困難、体力の消耗、身体的苦痛を伴う等、介助者を要する。
		視覚障害	77人	78人	80人	85人	
		聴覚障害 平衡機能障害	101人	113人	118人	123人	
		音声・言語 機能障害	23人	20人	22人	24人	
		内部障害	492人	521人	558人	592人	
	小 計	1,461人	1,518人	1,573人	1630人		
	知 的	重 度	119人	126人	131人	141人	通法規の理解力不足・安全確認の困難さから、環境への順応が不得手な方がおり、公共交通機関 では、パニック障害をひきおこす可能性もあることから利用に際して不便を感じる。
		中 度	73人	74人	83人	93人	
		軽 度	131人	139人	149人	149人	
		小 計	323人	339人	363人	383人	
精 神	1 級	43人	48人	50人	51人		
	2 級	199人	209人	223人	258人		
	3 級	88人	98人	109人	113人		
	小 計	330人	355人	382人	422人		
合 計（重複あり）		2,114人	2,212人	2,318人	2435人	(3年前との比較) 321人増	
市 内 人 口		63,404人	63,772人	63,555人	63,336人	(3年前との比較) 68人減	

○障害者等手帳交付者数

※3年前との比較は、H29.3月と、R2.3月の比較。

※ 身体障害者の級別人数

級 別	H29.3 月末	H30.3 月末	H31.3 月末	R2.3 月末
1 級	5 1 1 人	5 2 8 人	5 4 2 人	5 7 3 人
2 級	2 2 1 人	2 2 3 人	2 2 2 人	2 3 2 人
3 級	2 1 4 人	2 2 5 人	2 3 7 人	2 3 4 人
4 級	3 7 0 人	3 8 2 人	4 0 4 人	4 2 0 人
5 級	6 7 人	7 3 人	7 7 人	7 7 人
6 級	7 8 人	8 7 人	9 1 人	9 4 人
合 計	1, 4 6 1 人	1, 5 1 8 人	1, 5 7 3 人	1, 6 3 0 人

◎白井市内における公共交通機関の概要

種 別	事 業 者 等 名	軌道・路線・車両数等	
業 者	鉄 道	北総鉄道 (株)	1 軌道 (構内エレベーターあり)
	路線バス	ちばレインボーバス (株)	5 路線 (ノンステップバスあり)
		船橋新京成バス (株)	1 路線 (ノンステップバスあり)
		鎌ヶ谷観光バス(有) (生活バスちばにう)	1 路線
	タクシー	(有) 白井タクシー	車両 7 台 (うち 5 台 ユニバーサルデザイン)
		エミタスタクシー北総 (株)	車両 1 2 台 (うち 5 台 ユニバーサルデザイン)
		介護タクシー菜のはな (介護タクシー)	車両 1 台 (車椅子、リクライニング車椅子、ストレッチャー対応)
		介護タクシーテアシ (介護宅タクシー)	車両 1 台 (車椅子、リクライニング車椅子、ストレッチャー対応)
		ケアサービスたんぽぽ (介護タクシー)	車両 1 台 (車椅子対応)
	自治体	白井市 (循環バス「ナッシー号」)	4 路線、4 台 (ノンステップバス 4 台)

◎白井市における外出支援事業

① 外出支援サービス事業 白井市社会福祉協議会へ年間業務委託

車両：白井市所有福祉車両 3台（軽自動車2台、ワンボックス（ゆうあい号）1台）

内容：一般の公共交通機関を利用するのが困難で車いすを使用することにより、移動可能な市内在住の重度心身障害者及び要介護3以上の高齢者を対象とした会員登録制の移送サービスを実施

範囲：片道20km以内の市役所・社会福祉施設・医療機関

実績：利用者17名（令和2年6月末）

移送回数129回（内訳…市内65回 市外64回）

料金：市内 200円（非課税世帯 100円、生活保護世帯 無料）

市外 250円（非課税世帯 120円、生活保護世帯 無料）

② 福祉車両の貸し出し

車両：福祉車両ゆうあい号（車椅子リフト・寝台対応ワゴン車）・・・1台

内容：市内在住心身障害者（児）・高齢者並びにその家族、社会福祉団体へ7日を限度とした貸出を実施

料金：貸出無料、燃料費自己負担

③ 福祉タクシー（チケット助成）事業

車両：契約タクシー事業者（市内業者5、市外業者70 計75社中61社車いす乗り入れ可能）

内容：市内在住重度身体障害者、療育手帳所持者等及び要介護2以上の高齢者

にタクシー料金の一部（運賃の1/2の額、1,000円上限）助成

実績：年間計（令和2年6月末）・・・交付者数 384人 延べ利用件数 683回

《内訳》 高齢者 165人 227回

障害者 219人 456回

◎白井市における移送ボランティアの状況（令和元年度実績報告書より）

福祉有償輸送を行っている団体（社会福祉法人、NPO 法人）

団体名	登録の有効期限	保有車両台数	運送回数 (市内)	旅客の範囲※			
				イ	ロ	ハ	ニ
特定非営利活動法人 ケアグループあい・あい	令和2年 9月28日	セダン型 3台 福祉車両 3台	173回	○	○	○	○
社会福祉法人 印旛福祉会	令和3年 2月1日	セダン型 16台 福祉車両 2台	16回	○			○
社会福祉法人 フラット	令和3年 6月6日	セダン型 0台 福祉車両 4台	383回	○			○
特定非営利活動法人 コラボしろい	令和2年 3月22日	セダン型 4台 福祉車両 0台	936回	○	○	○	
一般社団法人 SET	令和4年 11月26日	セダン型 3台 福祉車両 1台	657回	○	○	○	○

※ 旅客の範囲の説明

- イ. 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
- ロ. 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
- ハ. 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
- ニ. その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害、その他の障害（発達障害、学習障害を含む）を有する者

## 旅客から収受する対価の変更について

市町村運営有償運送において、旅客から収受する対価については、道路運送法第79条の8及び道路運送法施行規則第51条の15の規定並びに関係通達「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて」（平成18年9月15日付け国自旅第144号）の規定に基づいて、定めることとなっています。

### 【料金の見直しの経緯】

平成30年度に高齢者在宅福祉サービス（市単独サービス）の利用料金の見直し検討を行い、その1つとして外出支援サービスについても見直しを行ったものです。

外出支援サービスについては、平成12年度の制度発足以降見直しがされていなかったこと、また、近隣自治体と比較して全体的に安価であったことから、受益者負担の適正化を図り、適正な利用料金を検討したものです。

なお、見直し後の利用料金については、下記のとおりで、本市の戦略会議で政策決定しております。

### 【変更後の利用料金】

片道1回あたり	市内運送		市外運送	
	現行	改定後	現行	改定後
市民税課税世帯	200円	300円	250円	350円
市民税非課税世帯	100円	150円	120円	170円
生活保護世帯	無料	無料	無料	無料

### 【実施日】

令和2年10月1日から

### 【利用料金設定根拠】

平成28年度と平成29年度の利用回数1回あたりの平均経費をそれぞれ算出し、2か年の平均額に介護保険料の1割負担を適用し、その額を市内課税世帯として基本額とする。

- ・平成29年度1回あたりの平均経費 3,195円
- ・平成28年度1回あたりの平均経費 3,265円
- ・平均額 3,230円 × 0.1 ≒ 300円（10円未満切り捨て）

※平均経費には、燃料費も含まれており、燃料費相当分も想定した設定になっております。



## 【他市町村運営有償運送の事業概要比較表】

7月末現在

○市が実施主体で、社会福祉法人社会福祉協議会に委託している自治体

市町村	料金	福祉車両	運送区域	利用時間等	該当条件
白井市	片道（20km以内） 1回市内200円 市外250円	福祉車両3台	白井市近郊	月～金 9時～16時30分 （祝日・年末年始を除く） 利用回数：週1回	一般の公共交通機関を利用することが困難であり、要介護3以上の認定者又は身体障害者1，2級のもの。
旭市	片道基本料金300円 市民税非課税世帯100円	福祉車両2台	旭市	月～金 8時30分～16時30分 （祝日・年末年始を除く） 利用回数：週1回	在宅で、一般交通機関及び乗用タクシー等を利用することが困難な概ね65歳以上の方（車いす・ストレッチャー利用の方）
印西市	1回当たり基本料金1,000円（2時間まで）、 迎車料金500円、1km 当たり30円、超過料金30分ごと400円	福祉車両2台 セダン車両2台	印西市	月～金 9時～17時 （国民の祝日・年末年始を除く） 利用回数：週1回	要介護者、要支援者又は身体障害者であり、一般の公共交通機関を利用することが困難であって、乗降や歩行に介助を要するもの 又車いす等を使用して移動の可能なもの。
富里市	片道基本料金400円 市町村民税非課税世帯200円	福祉車両1台	市内及び近隣市町村 （半径20km圏内）	月～金 9時～16時 （祝日・年末年始を除く） 利用回数：月4回	一般の公共交通機関等を利用し、自力で移動することが困難であって、車いすの使用や介助により移動の可能なもの。 要介護者、要支援者又は重度身心障害者（1，2級）

香取市	5km まで500円、以降 1km 毎に100円	福祉車両3台	香取市及び隣接市町	月～金 8時30分～17 時15分 (年末年始は除く) 利用回数：週2回	移送用車両でなければ外出が困難な65歳 以上の要介護者であって、一般交通機関を 利用することが困難なもの又は身体障害者 手帳1, 2, 3級と記載されている下肢不 自由者。
芝山町	片道 町内200円、 町外(半径7km まで) 3 00円 (半径7km 超22km) 700円	セダン車両2 台	芝山町及び近隣市町村 半径22km 圏内	月～金 8時45分～17 時 (祝祭日・年末年始 は除く) 利用回数：週5回 (1日4時間、週1 5時間以内)	介護認定者以外の65歳以上の独居・高齢 者のみの世帯 ※介護保険の移送サービス(タクシー) 利 用があるため。

○社会福祉法人社会福祉協議会が実施主体となっている自治体

市町村	料金	福祉車両	運送区域	利用時間	該当条件
成田市	年会費2,400円 市内500円、近隣市町村 700円(成田市から2 km 以内の場合は500 円) その他(30km 以内)1, 500円	福祉車両6台	成田市、近隣市町、その 他の市町村の場合利用 者宅より30km 以内	月～土 8時45分～16時30分	介護保険法の認定を受けているもの。 身体障害者手帳、療育手帳、精神保 健福祉手帳を所持しているもの。
佐倉市	年会費2,500円 500円+1km 毎に1 20円	福祉車両3台	佐倉市内及び隣接する 市町村	8時30分～17時 (年末年始を除く)	要介護者及び要支援者、 身体障害者、肢体不自由又は内部障 害(人工血液透析を受けている場合

	介助料2時間まで1,000円、以降30分毎に400円				も含む) 精神障害、知的障害等により単独での移動が困難なもの。
東金市	年会費2,400円 1kmあたり500円(1km未満切り捨て) 1時間まで500円(以降30分250円)	福祉車両4台	発着地のいずれかが東金市	9時から17時 (年末年始を除く)	要介護者及び要支援者、身体障害者、肢体不自由又は内部障害、精神障害、知的障害等により単独での移動が困難なもの。
柏市	年会費1,200円 市内1回500円 市外1回600円	福祉車両7台	発着地いずれかが柏市内	月～土 9時～17時 (祝日・年末年始を除く)	在宅生活者であり、車いすを使用し、単独では公共交通機関等を利用して移動することが困難なもの。
八千代市	年会費300円※社協会費 1km毎50円 10分毎150円 送迎利用料300円 片道利用の場合別計算	福祉車両2台 (うち軽自動車1台)	八千代市及び近隣市町村	月～金 9時～17時 (年末年始は除く)	介護保険法の認定を受けているもの。 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳を所持しているもの。
山武市	年会費200円×残月数 (更新:2,000円/年) 1km当たり25円 1時間700円、以降30分毎に350円	福祉車両9台 セダン車両35台	山武市を発地又は着地とする千葉県内	月～金 9時～17時 (祝日・年末年始を除く)	要介護者及び要支援者、身体障害者、肢体不自由又は内部障害、精神障害、知的障害、その他の内部疾患等により単独での移動が困難なもの。
いすみ市	燃料代1km当たり30円 市内1回(片道)200円 市外1時間1,000円	福祉車両5台 セダン車両5台	いすみ市内	月～金 8時30分～16時30分 (祝日及び12月29日から翌年1月3日は除く)	要介護者及び要支援者、身体障害者、肢体不自由又は内部障害(人工血液透析を受けている場合も含む)精神障害、知的障害等によ

	以後15分増すごとに250円。要介護・要支援認定者は市内、市外ともに1回（片道100円）				り公共交通機関を利用することが困難なもの。
栄町	年会費1,000円 迎車料金300円＋走行距離70円／1km 町民税非課税世帯は迎車料金200円＋走行距離50円／km	福祉車両4台 セダン等車両2台	栄町及び近隣市町（片道20km以内）	月～金 8時45分～17時	介護保険法の認定を受けている方。身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳を所持しているもの。
神崎町	町内片道250円 往復500円	福祉車両1台 軽福祉車両1台	神崎町及び近隣市町村	月～金 8時30分～17時	要介護認定者及び身体障害者手帳を持っているおり比較的病状が安定しているもの。
多古町	基本料金300円 運行距離1km毎30円	福祉車両4台	多古町及び近郊市町村	月～金 8時30分～17時	単独では公共交通機関などを利用することが困難であり、要介護認定者及び重度身体障害者のもの等。
鋸南町	年会費1,000円 2kmまで500円 以降1km毎に70円 待ち時間30分毎に150円	福祉車両12台	鋸南町及び近隣市町村	月～土 8時30分～17時 （年末年始を除く）	要介護者及び要支援者、身体障害者、肢体不自由又は内部障害（人工血液透析を受けている場合も含む）精神障害、知的障害等により公共交通機関を利用することが困難なもの。
睦沢町	町内片道600円 町外5km以内片道700円以後1km毎に150円	福祉車両3台	睦沢町及び近隣市町村	月～金 8時30分～16時30分 祝日、年末年始を除く	介護保険法の要介護及び要支援の認定を受けたもの。 身体障害者手帳の交付を受けたもの。

	待機料金 30分まで 400円 以後 15分毎に 200円				精神障害・知的障害等により単独での移動が困難で単独では公共交通機関を利用することが困難なもの。
長柄町	年会費 500円 町内 1回 500円 町外 30分単位で 500円 +燃料代 1km 毎に 40円 有料道路有料駐車場実費	福祉車両 2台 セダン車両 4台	長柄町隣接市町村 特別に片道 50km 以内	月～金 9時～16時 (祝日、年末年始を除く)	介護保険法の認定を受けているもの。 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳を所持しているもの。

○社会福祉協議会以外のNPO法人等が実施主体となっている団体数

千葉市	19団体
市川市	7団体
船橋市	11団体
木更津市	7団体
松戸市	6団体
野田市	2団体
茂原市	1団体
成田市	3団体
佐倉市	4団体
東金市	1団体
習志野市	3団体
柏市	10団体
市原市	7団体
八千代市	9団体
流山市	6団体
我孫子市	5団体

鎌ヶ谷市	3 団体
君津市	1 団体
富津市	2 団体
四街道市	3 団体
袖ヶ浦市	2 団体
八街市	4 団体
印西市	4 団体
白井市	5 団体
富里市	2 団体
香取市	2 団体
いすみ市	1 団体
大網白里市	2 団体
栄町	4 団体
多古町	2 団体

令和 2 年 8 月 日

関東運輸局 千葉運輸支局長 殿

名 称 千葉県白井市  
住 所 千葉県白井市復 1 1 2 3  
代表者の氏名 白井市長 笠井 喜久雄

## 自家用有償旅客運送の更新登録の申請（案）

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第 7 9 条の 6 及び同法施行規則第 5 1 条の 1 0 の規定に基づき、下記のとおり申請します。

## 記

1. 名称、住所、代表者の氏名  
（名 称）白井市  
（住 所）千葉県白井市復 1 1 2 3  
（代表者氏名）白井市長 笠井 喜久雄
2. 登録番号

関千市福第 5 号

3. 自家用有償旅客運送の種別

市町村福祉有償運送

4. 路線又は運送の区域

## ・ (1) 路 線（交通空白輸送に係るもの）

	起 点	主たる経過地	終 点	キ ロ 程
1				
2				
3				
4				
5				

## ・ (2) 運送の区域（市町村福祉輸送に係るもの）

区 域	備 考
白井市	発地又は着地は、片道 20 k m 以内の病院・福祉施設・市内公共施設に限る

5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
白井市 (白井市社会福祉協議会)	千葉県白井市復 1 1 2 3

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	交通空白輸送			市 町 村 福 祉 輸 送						合 計 (軽)
	バ ス	普通自動車	小 計	寝台車 (軽)	車いす車 (軽)	兼用車 (軽)	ミニバン (軽)	セダン等 (軽)	小 計 (軽)	
白井市 (白井市社会福祉協議会)				( )	2 (2)	1 (0)	( )	( )	( )	3 (2)

軽自動車については、( ) 内に内数で記載すること

7. 運送しようとする旅客の範囲

交通空白輸送	市町村福祉輸送
/	白井市住民基本台帳に登録され、かつ旅客登録を受けた次の移動制約者及び付添人 ・介護保険法第 19 条第 1 項に規定する要介護認定を受けている者 ・介護保険法第 19 条第 2 項に規定する要支援認定を受けている者 ・身体障害者福祉法第 4 条に規定する重度（1・2 級）身体障害者

8. 路線又は運送の区域ごとの対価の額  
(必要に応じ関係資料を添付のこと)

片道 1 回あたり	市内	市外
市民税課税世帯	300円	350円
市民税非課税世帯	150円	170円
生活保護世帯	0円	0円

その他：登録料・年会費はなし、有料駐車料金・有料道路料金は利用者負担



令和2年 月 日

千葉運輸支局長 殿

地域公共交通会議における協議が調ったことを証する書類

下記のとおり地域公共交通会議を開催し、市町村運営有償運送を行うことが必要であるとの合意に至ったので、その旨証明します。

記

- 1. 地域公共交通会議の名称及び対象市町村  
(名称) 白井市地域公共交通活性化協議会  
(対象市町村) 白井市

- 2. 地域公共交通会議にて合意に至った年月日  
令和2年8月26日

- 3. 合意の内容
  - (1) 運送主体  
白井市
  - (2) 交通空白輸送、市町村福祉輸送の別  
市町村福祉有償運送
  - (3) 路線又は運送の区域  
白井市内及び近隣市町村（片道20km以内）

- (4) その他特記事項  
旅客から収受する対価（片道1回あたり）

	市内運送	市外運送
市民税課税世帯	300円	350円
市民税非課税世帯	150円	170円
生活保護世帯	無料	無料

※ 登録料・年会費・・・なし

※ 有料駐車料金・有料道路料金・・・利用者負担

令和2年 月 日  
白井市地域公共交通活性化協議会  
主宰者 白井市長 笠井 喜久雄